

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年9月1日現在
~2026年8月31日		2026年9月1日~

目次 (略)				目次 (略)			
本則 (略)				本則 (略)			
別記 (略)				別記 (略)			
料金表 通則 (略)				料金表 通則 (略)			
第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)				第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)			
第1 利用料金				第1 利用料金			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 第6種契約に係るもの				4 第6種契約に係るもの			
4-1～4-2-4 (略)				4-1～4-2-4 (略)			
4-2-5 付加機能利用料				4-2-5 付加機能利用料			
【簡易メール (SMS) 機能】				【簡易メール (SMS) 機能】			
区 分		単 位	料 金 額	区 分		単 位	料 金 額
制御信号を利用して、文字、数字又は記号等 (以下この欄において「メッセージ」といいます。) の伝送 (当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。) を行うもの	本邦から本邦へ送信するもの	1 の送信ごとに	3円 (3.3円)	制御信号を利用して、文字、数字又は記号等 (以下この欄において「メッセージ」といいます。) の伝送 (当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。) を行うもの	本邦から本邦へ送信するもの	1 の送信ごとに	3円 (3.3円)
	本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの	1 の送信ごとに	50円		本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの	1 の送信ごとに	50円
	国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1 の送信ごとに	100円		国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1 の送信ごとに	100円

I P 通信網サービス契約約款 別冊		(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年9月1日現在	
～2026年8月31日				2026年9月1日～	
備考	1～18 (略)			備考	1～18 (略)
	<u>(注)</u> (略)				<u>19 当社は、簡易メール（SMS）機能（区分が本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するものとなるものに限ります。）の1の料金月における付加機能利用料の累計額（以下この欄において「月間利用額」といいます。）について当社が別に定める利用限度額（以下この欄において「利用限度額」といいます。）を設定し、当社は、月間利用額が利用限度額を超えたことを確認したときから、その料金月の末日までの間、この機能の提供を停止します。</u> <u>(注1)</u> (略) <u>(注2) 本欄19の当社が別に定める利用限度額については、重要事項説明書等において定めるものとします。</u>
4－2－6～4－2－8 (略)				4－2－6～4－2－8 (略)	
5～6 (略)				5～6 (略)	
第2～第3 (略)				第2～第3 (略)	
第2表 (略)				第2表 (略)	
第3表 (略)				第3表 (略)	